

(令和4年2月17日提出)

令和4年2月議会定例会議案
(令和4年度分)

新 潟 市

令和4年2月議会定例会議案（令和4年度分）

目 次

議案第 1 号	令和4年度新潟市一般会計予算	1
議案第 2 号	令和4年度新潟市国民健康保険事業会計予算	13
議案第 3 号	令和4年度新潟市中央卸売市場事業会計予算	17
議案第 4 号	令和4年度新潟市と畜場事業会計予算	21
議案第 5 号	令和4年度新潟市土地取得事業会計予算	25
議案第 6 号	令和4年度新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算	29
議案第 7 号	令和4年度新潟市介護保険事業会計予算	32
議案第 8 号	令和4年度新潟市公債管理事業会計予算	35
議案第 9 号	令和4年度新潟市後期高齢者医療事業会計予算	38
議案第10号	令和4年度新潟市下水道事業会計予算	42
議案第11号	令和4年度新潟市水道事業会計予算	48
議案第12号	令和4年度新潟市病院事業会計予算	55
議案第13号	新潟市養護老人ホーム条例及び新潟市特別養護老人ホーム条例の廃止について	60
議案第14号	新潟市老人デイサービスセンター条例の一部改正について	61
議案第15号	新潟市における法令遵守の推進等に関する条例の一部改正について	62
議案第16号	新潟市職員定数条例の一部改正について	63
議案第17号	新潟市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	64
議案第18号	新潟市消防職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	65
議案第19号	新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	66
議案第20号	新潟市給与条例の一部改正について	68
議案第21号	新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について	69
議案第22号	新潟市立幼稚園条例の一部改正について	70

議案第 2 3 号	新潟市体育施設条例の一部改正について	7 1
議案第 2 4 号	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について	7 2
議案第 2 5 号	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	7 3
議案第 2 6 号	新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	7 4
議案第 2 7 号	新潟市工業振興条例の一部改正について	7 5
議案第 2 8 号	新潟市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について	7 6
議案第 2 9 号	新潟市消防関係手数料条例の一部改正について	7 8
議案第 3 0 号	市道路線の認定及び廃止について	7 9
議案第 3 1 号	教育委員会委員の選任について	1 0 3
議案第 3 2 号	農業委員会委員の選任について	1 0 4
議案第 3 3 号	土地利用審査会委員の選任について	1 0 6
議案第 3 4 号	財産の処分について	1 0 7
議案第 3 5 号	包括外部監査契約の締結について	1 0 8

議案第 1 号

令和 4 年度新潟市一般会計予算

令和 4 年度新潟市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 9 2, 2 0 0, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 5, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		134,378,143
	1 市民税	64,471,152
	2 固定資産税	49,585,011
	3 軽自動車税	2,406,438
	4 市たばこ税	5,010,361
	5 鉱産税	53,067
	6 入湯税	22,500
	7 事業所税	4,695,228
	8 都市計画税	8,134,386
2 地方譲与税		3,311,300
	1 地方揮発油譲与税	1,231,615
	2 自動車重量譲与税	1,880,596
	3 特別とん譲与税	36,943
	4 航空機燃料譲与税	13,828
	5 石油ガス譲与税	48,318
	6 森林環境譲与税	100,000
3 利子割交付金		77,343
	1 利子割交付金	77,343
4 配当割交付金		428,499
	1 配当割交付金	428,499
5 株式等譲渡所得割交付金		613,214
	1 株式等譲渡所得割交付金	613,214
6 分離課税所得割交付金		113,253

款	項	金額
	1 分離課税所得割交付金	113,253
7 法人事業税交付金		1,518,795
	1 法人事業税交付金	1,518,795
8 地方消費税交付金		19,250,211
	1 地方消費税交付金	19,250,211
9 ゴルフ場利用税交付金		16,937
	1 ゴルフ場利用税交付金	16,937
10 環境性能割交付金		335,076
	1 環境性能割交付金	335,076
11 軽油引取税交付金		5,274,917
	1 軽油引取税交付金	5,274,917
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金		8,343
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	8,343
13 地方特例交付金		1,197,000
	1 地方特例交付金	1,149,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	48,000
14 地方交付税		67,684,000
	1 地方交付税	67,684,000
15 交通安全対策特別交付金		243,112
	1 交通安全対策特別交付金	243,112
16 石油貯蔵施設立地対策等交付金		60,290
	1 石油貯蔵施設立地対策等交付金	60,290
17 分担金及び負担金		770,443
	1 分担金	120,529
	2 負担金	649,914
18 使用料及び手数料		7,922,628

款	項	金額
	1 使用料	5,236,974
	2 手数料	2,685,654
19 国庫支出金		72,019,880
	1 国庫負担金	53,429,003
	2 国庫補助金	18,272,935
	3 委託金	317,942
20 県支出金		21,099,813
	1 県負担金	14,180,045
	2 県補助金	4,807,667
	3 委託金	2,052,101
	4 県貸付金	60,000
21 財産収入		1,288,203
	1 財産運用収入	210,286
	2 財産売払収入	1,077,917
22 寄附金		672,000
	1 寄附金	672,000
23 繰入金		116,673
	1 基金繰入金	116,673
24 繰越金		1
	1 繰越金	1
25 諸収入		19,965,926
	1 延滞金・加算金及び過料	190,553
	2 貸付金元利収入	16,833,363
	3 受託事業収入	247,217
	4 収益事業収入	1,289,872
	5 雑入	1,404,921

款	項	金 額
26 市債		33,834,000
	1 市債	33,834,000
歲	入 合 計	392,200,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		1,006,279
	1 議会費	1,006,279
2 総務費		41,822,772
	1 総務管理費	36,334,813
	2 徴税費	3,212,270
	3 戸籍住民基本台帳費	762,138
	4 選挙費	1,166,373
	5 統計調査費	65,185
	6 人事委員会費	103,372
	7 監査委員費	178,621
3 民生費		124,045,262
	1 社会福祉費	10,510,419
	2 児童福祉費	45,551,882
	3 障がい福祉費	23,746,641
	4 生活保護費	17,403,548
	5 老人福祉費	26,753,455
	6 国民年金費	79,317
4 衛生費		32,356,564
	1 保健衛生費	21,610,548
	2 清掃費	10,746,016
5 労働費		1,300,753
	1 労働諸費	1,300,753
6 農林水産業費		6,217,544

款	項	金額
	1 農業費	2,980,450
	2 農地費	2,850,220
	3 水産業費	386,874
7 商工費		11,086,371
	1 商業費	9,573,160
	2 工業費	1,513,211
8 土木費		50,484,005
	1 土木管理費	750
	2 道路橋りょう費	21,352,484
	3 港湾空港費	612,613
	4 都市計画費	23,401,629
	5 公園緑地費	2,592,038
	6 都市排水応急対策費	556,214
	7 建築費	636,535
	8 住宅費	1,331,742
9 消防費		10,522,321
	1 消防費	10,522,321
10 教育費		57,032,046
	1 教育総務費	9,342,646
	2 小学校費	24,262,326
	3 中学校費	14,673,323
	4 高等学校費	1,552,271
	5 幼稚園費	497,704
	6 特別支援学校費	1,383,185
	7 生涯学習費	2,715,828
	8 保健給食費	2,604,763

款	項	金額		
11 公債費		48,428,852		
	1 公債費	48,428,852		
12 諸支出金		7,797,231		
	1 普通財産取得費	200,000		
	2 開発公社費	7,597,231		
13 予備費		100,000		
	1 予備費	100,000		
歳	出	合	計	392,200,000

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	4 選挙費	県議会議員選挙経費	221,231
		市議会議員選挙経費	120,487

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市民税関係帳票等作成事業	令和 5年度から 令和 7年度まで	149,000
固定資産税関係帳票等作成事業	令和 5年度から 令和 7年度まで	68,000
新潟市障がい者住宅整備資金融資損失補償 (令和 4年度)	資金を貸付けた 日から約定償還 期限到来後 2年 を経過した日ま で	約定償還期限到来後 1年を経過して、なお元利金 (遅延利子を含む。以下同じ。) が回収されなかった場合に当該未回収の元利金を限度として融資機関に対して損失補償する。
清掃手数料関係帳票等作成事業	令和 5年度から 令和 7年度まで	36,000
新焼却施設整備事業	令和 5年度から 令和 6年度まで	44,000
新潟市国家戦略特別区域農業保証制度 資金損失補償 (令和 4年度)	令和 4年度から 令和21年度まで	新潟県信用保証協会が新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金のための信用保証による代位弁済をした場合に、その損失を限度として当該信用保証協会に対して損失補償する。
地域環境保全林整備事業用地先行取得 契約 [相手方 新潟市土地開発公社]	令和 4年度から 令和 5年度まで	230,000
土地改良施設復旧事業資金償還金 (白 根郷地区)	令和 4年度から 令和20年度まで	8,268
除雪対策事業 (令和 4年度)	令和 5年度から 令和 9年度まで	750,000
新崎駅自由通路整備事業	令和 5年度	60,000
主要地方道新潟中央環状線 (信濃川渡 河工区) 橋りょう整備事業 (令和 4年 度)	令和 5年度から 令和 6年度まで	400,000
都市計画道路秋葉程島線事業用地先行 取得契約 [相手方 新潟市土地開発公 社]	令和 4年度から 令和 5年度まで	152,000
都市計画道路新津新町・大久保線事業 用地先行取得契約 [相手方 新潟市土 地開発公社]	令和 4年度から 令和 5年度まで	75,000
道路橋りょう維持補修事業 (令和 4年 度)	令和 5年度	200,000
橋りょう定期点検事業	令和 5年度	43,000
新潟駅東線整備に伴う支障移転工事	令和 5年度	295,000
新潟駅西線整備に伴う支障移転に関す る詳細設計	令和 5年度	50,000
新潟駅周辺整備事業用地再取得契約 [相手方 新潟市土地開発公社]	令和 5年度から 令和 8年度まで	7,482,422
地方債の共同発行によって生ずる連帯 債務 (令和 4年度)	令和 4年度から 令和14年度まで	元金1,185,000,000千円及び当該額に対する利子相当額

事 項	期 間	限 度 額
新潟市土地開発公社事業資金融資債務保証	令和 4年度から 令和 5年度まで	新潟市土地開発公社が令和4年度に市長の承認する金融機関から事業資金を借り入れる場合、総額7,600,000千円に約定利息を加えた額を限度として公有地の拡大の推進に関する法律によりその債務を保証するものとする。

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業費	89,600	普通	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる場合 で、政府資金及び地方 公共団体金融機構資金 について利率の見直し を行った後においては 、当該見直し後の利率	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に 元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法 により、毎年度1期又は2期に償還する。た だし、財政の都合により据置期間中であつて も繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利 債に借り換えることができる。
コミュニティ施設整備事業費	36,600	貸借		
防災設備整備事業費	136,000	又は		
文化施設等整備事業費	29,300	債券		
体育施設整備事業費	18,700	発行		
保育所整備事業費	81,200	(他		
ひまわりクラブ整備事業費	63,500	の地		
児童相談所整備事業費	246,600	方公		
老人福祉施設整備事業費	1,071,800	共団)		
水道事業出資金	337,400	体と		
畜場整備事業費	45,000	の共		
農道整備事業費	21,100	同発		
県営土地改良事業費負担金	343,100	行を		
団体営土地改良事業費	117,400	含む		
林道整備事業費	4,400	。)		
漁港整備事業費	124,000			
観光施設整備事業費	5,900			
商工施設整備事業費	25,200			
道路橋りょう整備事業費	10,504,800			
急傾斜地整備事業費	12,600			
新潟空港整備事業費負担金	324,400			
街路事業費	3,091,400			
都市計画施設整備事業費	153,300			
雨水排水対策事業費	80,000			
公園緑地整備事業費	396,400			
都市排水応急対策事業費	103,100			
公営住宅建設事業費	249,500			
消防施設整備事業費	407,900			
小学校校舎屋体建設事業費	3,200			
小学校大規模改造事業費	68,800			
中学校大規模改造事業費	19,800			
臨時財政対策費	15,622,000			

議案第 2 号

令和 4 年度新潟市国民健康保険事業会計予算

令和 4 年度新潟市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 3, 3 3 4, 7 3 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 2 款各項に計上した負担金補助及び交付金の予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		12,755,576
	1 国民健康保険料	12,755,576
2 国民健康保険税		3,154
	1 国民健康保険税	3,154
3 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
4 国庫支出金		1,067
	1 国庫補助金	1,067
5 県支出金		53,751,164
	1 県補助金	53,751,164
6 財産収入		911
	1 財産運用収入	911
7 繰入金		6,684,635
	1 他会計繰入金	6,389,109
	2 基金繰入金	295,526
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		138,225
	1 延滞金・加算金及び過料	48,000
	2 雑入	90,225
歳 入	合 計	73,334,734

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,803,002
	1 総務管理費	1,799,553
	2 徴収費	1,940
	3 運営協議会費	1,509
2 保険給付費		52,916,474
	1 療養諸費	45,926,505
	2 高額療養費	6,837,998
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	92,870
	5 葬祭諸費	58,100
	6 傷病手当金	1,000
3 国民健康保険事業費納付金		17,834,589
	1 医療給付費分	12,172,472
	2 後期高齢者支援金等分	4,290,128
	3 介護納付金分	1,371,989
4 保健事業費		689,758
	1 保健事業費	59,636
	2 特定健康診査等事業費	630,122
5 基金積立金		911
	1 基金積立金	911
6 諸支出金		90,000
	1 償還金及び還付加算金	90,000
歳 出	合 計	73,334,734

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険関係帳票等作成事業	令和 5年度から 令和 7年度まで	118,000

議案第 3 号

令和 4 年度新潟市中央卸売市場事業会計予算

令和 4 年度新潟市の中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 2 9 1, 3 1 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 中央卸売市場収入		417,539
	1 使用料	417,538
	2 手数料	1
2 財産収入		123,221
	1 財産運用収入	123,221
3 繰入金		593,178
	1 他会計繰入金	549,342
	2 基金繰入金	43,836
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		126,278
	1 雑入	126,278
6 市債		31,100
	1 市債	31,100
歳 入	合 計	1,291,317

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 中央卸売市場費		434,461
	1 市場費	434,461
2 公債費		856,487
	1 公債費	856,487
3 基金積立金		69
	1 基金積立金	69
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出	合 計	1,291,317

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場施設整備事業費	31,100	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 4 号

令和 4 年度新潟市と畜場事業会計予算

令和 4 年度新潟市のと畜場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 8 2, 2 9 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		135,926
	1 使用料	135,926
2 県支出金		2,700
	1 県補助金	2,700
3 財産収入		979
	1 財産運用収入	979
4 繰入金		91,386
	1 他会計繰入金	91,386
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 市債		51,300
	1 市債	51,300
歳 入	合 計	282,292

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 と畜場費		233,328
	1 と畜場費	233,328
2 公債費		48,864
	1 公債費	48,864
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	282,292

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
食肉センター施設整備事業費	51,300	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 5 号

令和 4 年度新潟市土地取得事業会計予算

令和 4 年度新潟市の土地取得事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 4 4, 6 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市債		394,600
	1 市債	394,600
2 財産収入		50,000
	1 財産売払収入	50,000
歳 入	合 計	444,600

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 土地取得事業費		394,600
	1 事業費	394,600
2 公債費		50,000
	1 公債費	50,000
歳	出	合
		計
		444,600

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得事業費	394,600	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み5年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 6 号

令和 4 年度新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和 4 年度新潟市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 6 1, 8 3 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		4,823
	1 他会計繰入金	4,823
2 繰越金		7,681
	1 繰越金	7,681
3 諸収入		349,335
	1 貸付金元利収入	340,386
	2 雑入	8,949
歳 入	合 計	361,839

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		361,839
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	361,839
歳 出	合 計	361,839

議案第7号

令和4年度新潟市介護保険事業会計予算

令和4年度新潟市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86,068,566千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

令和4年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		17,627,005
	1 介護保険料	17,627,005
2 使用料及び手数料		8,685
	1 手数料	8,685
3 国庫支出金		20,069,695
	1 国庫負担金	14,460,143
	2 国庫補助金	5,609,552
4 県支出金		12,278,674
	1 県負担金	11,658,031
	2 県補助金	620,643
5 支払基金交付金		22,407,369
	1 支払基金交付金	22,407,369
6 財産収入		720
	1 財産運用収入	720
7 繰入金		13,671,442
	1 一般会計繰入金	13,194,659
	2 基金繰入金	476,783
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		4,975
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 雑入	4,974
歳 入	合 計	86,068,566

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,554,536
	1 総務管理費	882,724
	2 徴収費	140,623
	3 介護認定調査・審査会費	531,189
2 保険給付費		80,363,617
	1 介護サービス等諸費	73,633,332
	2 介護予防サービス等諸費	2,192,620
	3 その他諸費	41,988
	4 高額介護サービス等費	1,850,276
	5 高額医療合算介護サービス等費	231,548
	6 特定入所者介護サービス等費	2,413,853
3 地域支援事業費		4,149,693
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	2,517,179
	2 一般介護予防事業費	103,181
	3 包括的支援事業・任意事業費	1,522,969
	4 その他諸費	6,364
4 基金積立金		720
	1 基金積立金	720
歳 出	合 計	86,068,566

議案第 8 号

令和 4 年度新潟市公債管理事業会計予算

令和 4 年度新潟市の公債管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 82,330,846 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		58,753,846
	1 他会計繰入金	48,408,852
	2 基金繰入金	10,344,994
2 市債		23,577,000
	1 市債	23,577,000
歳入	合計	82,330,846

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公債費		82,330,846
	1 公債費	82,330,846
歳 出	合 計	82,330,846

議案第 9 号

令和 4 年度新潟市後期高齢者医療事業会計予算

令和 4 年度新潟市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9, 9 5 5, 0 7 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		7,495,566
	1 後期高齢者医療保険料	7,495,566
2 国庫支出金		420
	1 国庫補助金	420
3 繰入金		2,171,199
	1 他会計繰入金	2,171,199
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		287,884
	1 延滞金・加算金及び過料	952
	2 償還金及び還付加算金	24,116
	3 受託事業収入	237,634
	4 雑入	25,182
歳 入	合 計	9,955,070

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		201,030
	1 総務管理費	201,030
2 後期高齢者医療広域連合納付金		9,329,648
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	9,329,648
3 保健事業費		399,775
	1 健康保持増進事業費	399,775
4 諸支出金		24,117
	1 償還金及び還付加算金	24,117
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	9,955,070

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料関係帳票等作成事業	令和 5年度から 令和 7年度まで	52,000

議案第10号

令和4年度新潟市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度新潟市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水道への接続世帯数 307,000世帯

(2) 年間有収水量 71,622,000^m³

1日平均有収水量 196,200^m³

(3) 主要な建設改良事業

管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業 13,153,300千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中企業債利息4,116,305千円の財源に充てるため、企業債60,200千円を借り入れる。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業収益	32,659,723
第1項 営業収益	22,392,769
第2項 営業外収益	10,266,953
第3項 特別利益	1

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業費	30,570,006
第1項 営業費用	26,451,348
第2項 営業外費用	4,116,305
第3項 特別損失	1,853
第4項 予備費	500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額14,144,310千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額800,537千円、当年度損益勘定留保資金等12,054,593千円及び当年度利益剰余金処分別1,289,180千円で補填するものとする。）。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的収入	23,228,255
第1項 企業債	16,711,100
第2項 国県補助金	3,550,206
第3項 他会計補助金	2,914,384
第4項 負担金	52,565

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的支出	37,372,565
第1項 建設改良費	14,901,897
第2項 企業債償還金	22,470,668

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項, 期間及び限度額は, 次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
下水道管路施設の包括的民間委託	令和5年度から 令和7年度まで	440,000
白根中央浄化センター監視制御設備工事	令和5年度	300,000
中部下水処理場B系水処理施設 受変電設備工事	令和5年度	290,000
木戸ポンプ場・物見山中継ポンプ場 電気設備工事	令和5年度	80,000
公共下水道建設改良事業	令和5年度	1,500,000
公共下水道維持管理事業	令和5年度	100,000

(企業債)

第6条 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法は, 次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	16,771,300	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし, 利率見直し方式で借り入れる場合で, 政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては, 当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により, 毎年度1期又は2期に償還する。ただし, 財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し, 償還年限を短縮し, 又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,491,771千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14,133,502千円である。

令和4年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 1 1 号

令和 4 年度新潟市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度新潟市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-------------|----------------------------------|
| (1) | 給水戸数 | 3 3 5, 0 0 0 戸 |
| (2) | 年間総配水量 | 9 6, 6 6 2, 0 0 0 m ³ |
| | 1 日平均配水量 | 2 6 4, 0 0 0 m ³ |
| (3) | 主要な建設改良事業 | |
| | 基幹管路更新事業 | 2, 2 4 0, 7 0 0 千円 |
| | 基幹管路整備事業 | 4 9 4, 4 5 0 千円 |
| | 配水支管更新事業 | 3, 5 0 2, 9 5 0 千円 |
| | 青山浄水場施設整備事業 | 1, 3 2 1, 1 0 0 千円 |
| | 巻取水場施設整備事業 | 1 2, 1 0 0 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業収益	17,045,191
第1項 営業収益	15,455,735
第2項 営業外収益	1,412,132
第3項 特別利益	177,324

支 出

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業費	15,772,122
第1項 営業費用	14,908,738
第2項 営業外費用	617,012
第3項 特別損失	241,372
第4項 予備費	5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,960,596千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額816,163千円、当年度損益勘定留保資金5,204,130千円及び建設改良積立金1,940,303千円で補填するものとする。)

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的収入	5,651,785
第1項 企業債	4,669,000
第2項 国庫補助金	319,857
第3項 出資金	331,000
第4項 固定資産売却代金	1
第5項 消火栓設置負担金	72,177
第6項 補償金	259,750

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的支出	13,612,381
第1項 建設改良費	10,193,102
第2項 企業債償還金	3,419,279

(継続費)

第5条 取水施設撤去事業及び巻取水場施設整備事業に係る継続費について、その総額及び年割額を次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 事業 費	1 営業 費用	取水施設撤去 事業	521,400	令和4年度	23,100
				令和5年度	207,900
				令和6年度	178,200
				令和7年度	112,200
1 資本的 支出	1 建設改良費	巻取水場施設 整備事業	773,300	令和4年度	12,100
				令和5年度	520,300
				令和6年度	240,900

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項,期間及び限度額は,次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道管路施設情報GISシステムデータ更新業務	令和5年度から 令和7年度まで	60,000
閉庁時間帯における受付業務	令和5年度から 令和6年度まで	62,000
取水・導水管長寿命化調査業務	令和5年度	16,000
阿賀野川浄水場取水塔水管橋補修設計業務	令和5年度	67,000
中部エリア水道施設整備基本計画策定業務	令和5年度	54,000
秋葉送水ポンプ井設備更新基本設計業務	令和5年度	17,000
河川横断部配水幹線更新基本設計業務	令和5年度	26,000
取水・浄水・配水施設修理工事	令和5年度	360,000
浄水・配水施設整備工事	令和5年度	520,000
配水管布設工事	令和5年度	1,300,000
浄水発生汚泥収集運搬・処分業務	令和5年度	159,000
浄水用薬品購入経費	令和5年度	150,000
水道週間行事企画・運營業務	令和5年度	8,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
基幹管路更新事業	1,514,000	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
配水支管更新事業	2,195,000			
青山浄水場施設整備事業	960,000			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,751,742千円

(2) 交際費 200千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、179,000千円と定める。

令和4年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

議案第12号

令和4年度新潟市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度新潟市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

676床 一般病床 652床

精神病床 16床

感染症病床 8床

(2) 年間患者数

入院患者 203,100人

外来患者 243,000人

(3) 主要な建設改良事業

手術室の陰圧化及びハイブリッド手術室整備事業 28,000千円

市民病院器械備品購入 688,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院事業収益	26,642,702
第1項 医業収益	22,742,087
第2項 医業外収益	3,890,615
第3項 特別利益	10,000

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院事業費用	27,300,075
第1項 医業費用	26,816,111
第2項 医業外費用	472,964
第3項 特別損失	10,000
第4項 予備費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,121,531千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,639千円及び過年度損益勘定留保資金1,119,892千円で補填するものとする。)

収入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院資本的収入	1,736,417
第1項 企業債	713,000
第2項 負担金交付金	1,023,417

支出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院資本的支出	2,857,948
第1項 建設改良費	798,148
第2項 企業債償還金	2,059,800

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	713,000	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用，医業外費用及び特別損失に計上した経費のうち，次条に定める経費以外の経費に係る予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の項の間の流用
- (2) 医業費用及び特別損失に計上した職員給与費に係る予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については，その経費の金額を，それ以外の経費の金額に流用し，又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 12,362,552千円
- (2) 交際費 300千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は，5,000,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は，次のとおりとする。

- (1) 取得する資産

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	コンピューター断層撮影装置	1式
器 械 備 品	検体検査自動分析装置	1式

令和4年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

議案第13号

新潟市養護老人ホーム条例及び新潟市特別養護老人ホーム条例の廃止について

新潟市養護老人ホーム条例及び新潟市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市養護老人ホーム条例及び新潟市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 新潟市養護老人ホーム条例（昭和39年新潟市条例第14号）
- (2) 新潟市特別養護老人ホーム条例（昭和54年新潟市条例第39号）

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第14号

新潟市老人デイサービスセンター条例の一部改正について

新潟市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

新潟市老人デイサービスセンター条例（平成6年新潟市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の表老人デイサービスセンター早川町の項及び老人デイサービスセンター大山台の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 15 号

新潟市における法令遵守の推進等に関する条例の一部改正について

新潟市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市における法令遵守の推進等に関する条例（平成 17 年新潟市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

（2） 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 市に対し公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する役務を提供する者

イ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により市が指定した者が行う市の施設の管理業務に従事する者

ウ 第 8 条第 1 項の規定に基づく公益目的通報の日前 1 年以内にア及びイのいずれかの者であった者

附 則

この条例は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

議案第16号

新潟市職員定数条例の一部改正について

新潟市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市職員定数条例の一部を改正する条例

新潟市職員定数条例（昭和25年新潟市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「1, 145人」を「1, 200人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 17 号

新潟市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

新潟市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

新潟市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 26 年新潟市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「任命権者又は任命権者の定める上級の職員の立会いのもとにおいて」を削り、「署名押印」を「署名」に改める。

第 2 条第 2 項中「已む得ない」を「やむを得ない」に改める。

別記様式 1 及び様式 2 中「（印）」を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

新潟市消防職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

新潟市消防職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市消防職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

新潟市消防職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 26 年新潟市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「，任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り，「署名捺印」を「署名」に改める。

第 2 条第 2 項中「已むを得ない」を「やむを得ない」に改める。

別記中「新潟市階級」及び「印」を削り，別記を別記様式とする。

附 則

この条例は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第19号

新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第28条第2号を次のように改める。

（2）勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して別に定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

第33条を第35条とし、第32条を第34条とし、第31条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第32条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第33条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(新潟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

2 新潟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新潟市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 職員の休業に関する状況

議案第 20 号

新潟市給与条例の一部改正について

新潟市給与条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市給与条例の一部を改正する条例

新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 のうち（1）の表 7 級の項中「又は中央農業委員会事務局」を削り、同表 8 級の項中「又は監査委員事務局」を「，監査委員事務局又は農業委員会事務局」に改め、「消防局長」の次に「又は消防局消防企画監」を加える。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 1 号

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 7 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新潟市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

新潟市立幼稚園条例の一部改正について

新潟市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市立幼稚園条例の一部を改正する条例

新潟市立幼稚園条例（昭和 39 年新潟市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表新潟市立新津第二幼稚園の項及び新潟市立小合東幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

新潟市体育施設条例の一部改正について

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例

新潟市体育施設条例（昭和 39 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 のうち 2 の表新潟市西川テニスコートの項を削る。

別表第 2 のうち 2（44）の表を次のように改める。

（44） 新潟市漆山グラウンド

専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1 時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	500
		入場料を徴収する場合	1,000
上に掲げるものの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的とする場合	—	6,500
上に掲げるものの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,000
		入場料を徴収する場合	4,000
上に掲げるものの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的とする場合	—	6,500

別表第 3 新潟市西川テニスコートの項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成 30 年新潟市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項及び附則第 5 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「児童等（法第 33 条の 7 に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「児童等の福祉」を「児童の福祉」に改める。

第 81 条第 1 項第 5 号中「第 20 条第 1 項」を「第 27 条第 1 項」に、「第 3 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 3 号中「第 20 条第 1 項」を「第 27 条第 1 項」に，「第 3 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に改める。

第 7 条第 2 項第 3 号及び第 73 条第 2 項第 3 号中「第 20 条第 1 項」を「第 27 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

新潟市工業振興条例の一部改正について

新潟市工業振興条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市工業振興条例の一部を改正する条例

新潟市工業振興条例（昭和 59 年新潟市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に後段として次のように加える。

工業者に代わり規則で定める事業を行う者が当該事業をその工業者と共同で行う事業とみなすことができる場合も、同様とする。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 用地等賃借助成金

第 4 条中「第 5 号」を「第 6 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

新潟市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について

新潟市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例（昭和 41 年新潟市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（団長の任期）

第 6 条の 2 団長の任期は，2 年とする。ただし，年度の途中で任期に達したときは，当該任期は，任期に達した日以後における最初の 3 月 31 日まで延長されたものとみなす。

2 団長は，1 回に限り再任されることができる。

第 13 条を次のように改める。

（報酬）

第 13 条 団員の報酬は，年額報酬及び出動報酬とする。

2 年額報酬は，別表第 1 により支給する。

3 出動報酬は，別表第 2 により支給する。

第 14 条の見出し中「報酬」を「年額報酬」に改め，同条第 1 項中「前条」を「前条第 2 項」に，「報酬」を「年額報酬」に，「支給するものとするが」を「支給するものとし，」に改め，同条第 2 項中「報酬額」を「年額報酬の額」に改める。

第 15 条を次のように改める。

（費用弁償）

第 15 条 団員が次に掲げる事由に該当したときは，その団員に対して，新潟市旅費条例（昭和 32 年新潟市条例第 47 号）に規定する職員（市長，副市長，教育長，水道事業

管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員を除く。)の例によりその費用を弁償する。

(1) 公務のために市外に旅行したとき。

(2) 研修、講習又は訓練のために新潟県消防学校に入校したとき。

第16条第1項中「報酬及び費用弁償」を「年額報酬及び出動報酬」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 団員の費用弁償は、その旅行の際に支給する。

別表中「報酬年額」を「年額報酬の額」に、「27,600」を「37,000」に、「23,000」を「36,500」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第13条関係)

種別	出動報酬の額(1回につき)(円)
水火災その他の災害に出動	8,000
その他の消防団活動	3,500

備考 1回の出動又は消防団活動が引き続き7時間45分を超えるときにあつてはその超える時間の7時間45分ごとを1回とし、超える時間が7時間45分に満たないときにあつてはこれを1回とみなして計算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第13条及び別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に出動又は消防団活動を開始した場合に適用し、施行日前に出動又は消防団活動を開始した場合は、なお従前の例による。

議案第 29 号

新潟市消防関係手数料条例の一部改正について

新潟市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市消防関係手数料条例（平成 22 年新潟市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 49 の項第 3 号中「110,000 円」を「98,000 円」に改め、同表 51 の項中「17,000 円」を「15,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第30号

市道路線の認定及び廃止について

次のとおり市道路線の認定及び廃止をするものとする。

令和4年2月17日提出

新潟市長 中原 八一

1 認定する路線

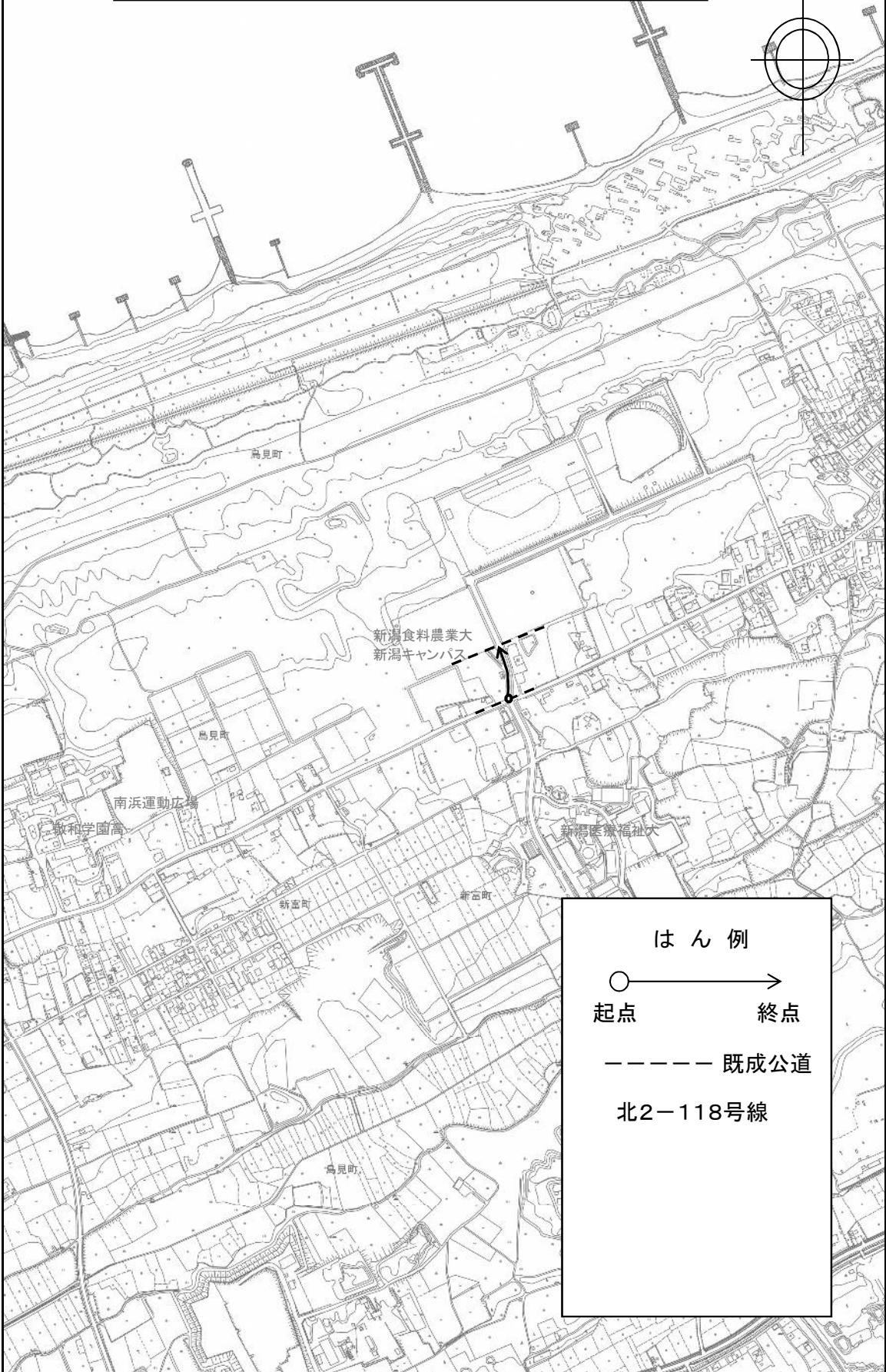
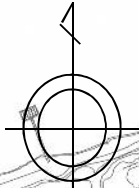
図面 番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
1	北2－	新潟市北区島見町字上往来 1072 番 1 地先		新潟市北区島見町字上往 来 1072 番 1 地先
	118号線	新潟市北区島見町字上往来 1072 番 1 地先		
2	北3－	新潟市北区濁川字大島 3117 番 1 地先		新潟市北区濁川字大島 3127 番 1 地先
	126号線	新潟市北区濁川字大島 3128 番 1 地先		
3	豊栄1－	新潟市北区前新田字前新田乙 217 番 1 地先		新潟市北区前新田字前新 田乙 181 番地先
	919号線	新潟市北区前新田字前新田乙 108 番 1 地先		
4	東3－	新潟市東区海老ヶ瀬新町 803 番 62 地先		新潟市東区海老ヶ瀬新町 803 番 50 地先
	683号線	新潟市東区海老ヶ瀬新町 803 番 65 地先		
4	東3－	新潟市東区海老ヶ瀬新町 803 番 60 地先		新潟市東区海老ヶ瀬新町 803 番 59 地先
	684号線	新潟市東区海老ヶ瀬新町 803 番 57 地先		
5	南5－	新潟市東区紫竹五丁目 1095 番 2 地先		新潟市中央区紫竹山四丁 目 546 番 28 地先
	28号線	新潟市中央区紫竹山四丁目 554 番 2 地先		
6	南7－	新潟市中央区美の里 161 番 1 地先		新潟市中央区美の里 168 番 15 地先
	429号線	新潟市中央区美の里 172 番 8 地先		
7	横越1－	新潟市江南区沢海字焼山 4188 番 1 地先		新潟市江南区沢海字焼山 3028 番 1 地先
	552号線	新潟市江南区沢海字焼山 3835 番地先		
8	亀田1－	新潟市江南区下早通一丁目 2813 番 1 地先		新潟市江南区下早通一丁 目 2813 番 2 地先
	469号線	新潟市江南区下早通一丁目 2814 番 2 地先		

図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
9	新津2－	新潟市秋葉区下興野町 34 番 7 地先	新潟市秋葉区下興野町 25 番 11 地先
	882号線	新潟市秋葉区下興野町 25 番 21 地先	
10	新津3－	新潟市秋葉区古津字中郷 2052 番 4 地先	新潟市秋葉区古津字中郷 2052 番 9 地先
	287号線	新潟市秋葉区古津字中沢 2116 番 9 地先	
11	西2－	新潟市西区五十嵐一の町 6723 番 8 地先	新潟市西区五十嵐一の町 6724 番 48 地先
	303号線	新潟市西区五十嵐一の町 6725 番 29 地先	
11	西2－	新潟市西区五十嵐一の町 6723 番 4 地先	新潟市西区五十嵐一の町 6724 番 52 地先
	304号線	新潟市西区五十嵐一の町 6724 番 41 地先	
12	西2－	新潟市西区五十嵐二の町 8687 番 12 地先	新潟市西区五十嵐二の町 8687 番 53 地先
	305号線	新潟市西区五十嵐二の町 8687 番 25 地先	
12	西2－	新潟市西区五十嵐二の町 8687 番 49 地先	新潟市西区五十嵐二の町 8711 番 5 地先
	306号線	新潟市西区五十嵐二の町 8711 番 5 地先	
13	西4－	新潟市西区内野町 867 番 4 地先	新潟市西区内野町 853 番 7 地先
	193号線	新潟市西区内野町 853 番 10 地先	
14	巻1－	新潟市西蒲区並岡 3647 番地先	新潟市西蒲区並岡 3537 番 地先
	29号線	新潟市西蒲区並岡 3040 番地先	
14	巻1－	新潟市西蒲区並岡 5456 番地先	新潟市西蒲区並岡 3263 番 地先
	476号線	新潟市西蒲区並岡 3264 番地先	
15	巻1－	新潟市西蒲区安尻字赤鎔鏡 2058 番 1 地先	新潟市西蒲区安尻字赤鎔 鏡 2058 番 2 地先
	477号線	新潟市西蒲区安尻字赤鎔鏡 2058 番 3 地先	

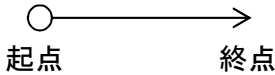
2 廃止する路線

図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
16	前新田・ 浦木線	新潟市北区前新田字前新田甲 347 番 3 地先	新潟市北区浦木字浦木 2518 番地先
		新潟市北区浦木字浦木 2518 番地先	
17	南 5 - 28 号線	新潟市中央区紫竹山三丁目 581 番 4 地先	新潟市中央区紫竹山四丁 目 546 番 28 地先
		新潟市中央区紫竹山四丁目 554 番 2 地先	
18	亀田 1 - 469 号線	新潟市江南区大字亀田早通字川根 2770 番 1 地先	新潟市江南区大字亀田早 通字川根 2776 番 1 地先
		新潟市江南区大字亀田早通字川根 2813 番 4 地先	
19	新津 2 - 730 号線	新潟市秋葉区大安寺字土手内 725 番地先	新潟市秋葉区大安寺字土 手外 263 番地先
		新潟市秋葉区大安寺字土手外 263 番地先	
20	巻 1 - 24 号線	新潟市西蒲区並岡 3463 番地先	新潟市西蒲区並岡 5369 番 1 地先
		新潟市西蒲区並岡 3144 番地先	
20	巻 1 - 29 号線	新潟市西蒲区並岡 3647 番地先	新潟市西蒲区並岡 3040 番 地先
		新潟市西蒲区並岡 3267 番地先	

1 市道路線認定図（参考図）



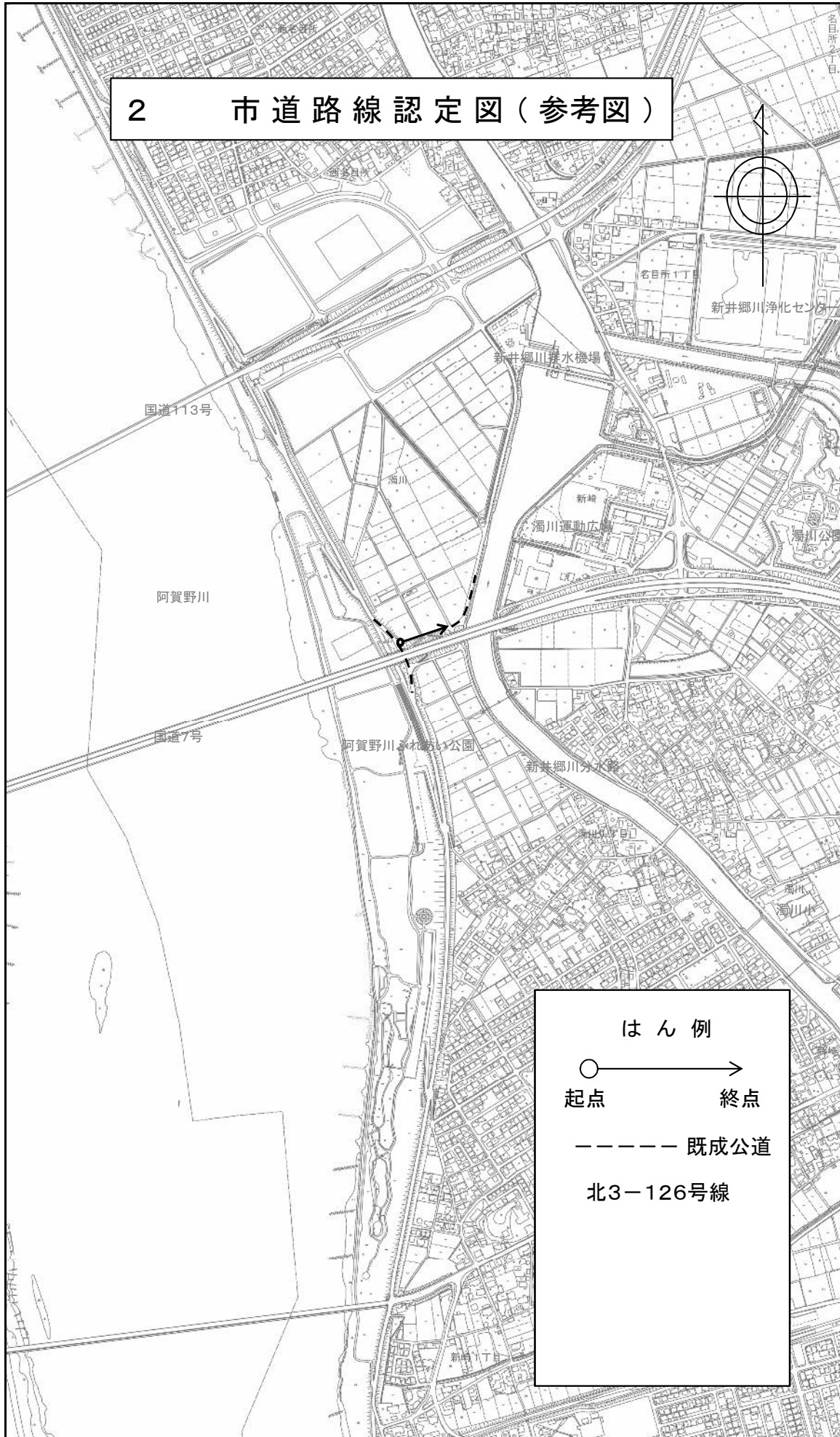
はん例



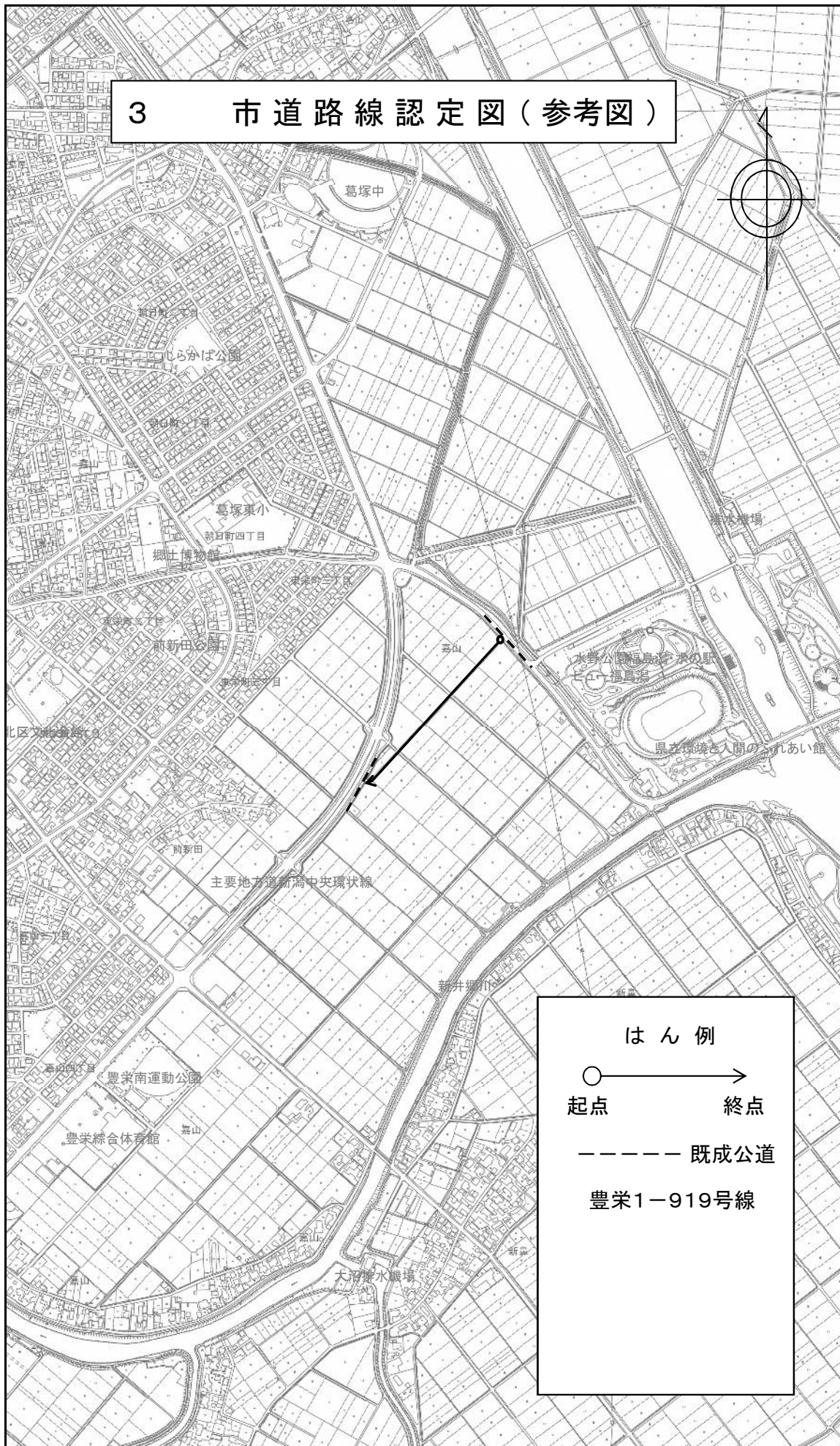
----- 既成公道

北2-118号線

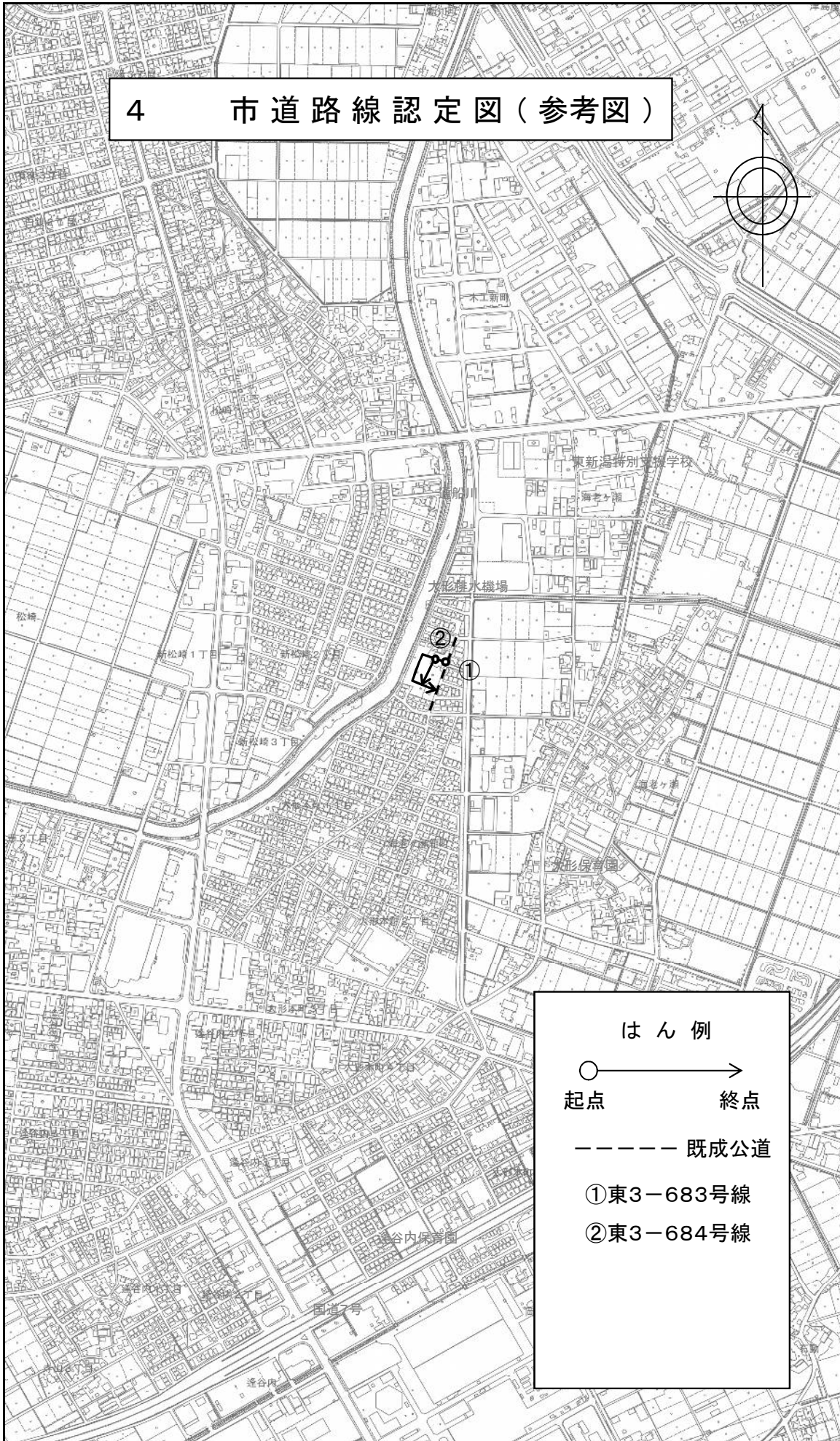
2 市道路線認定図（参考図）



3 市道路線認定図（参考図）



4 市道路線認定図（参考図）



はん例

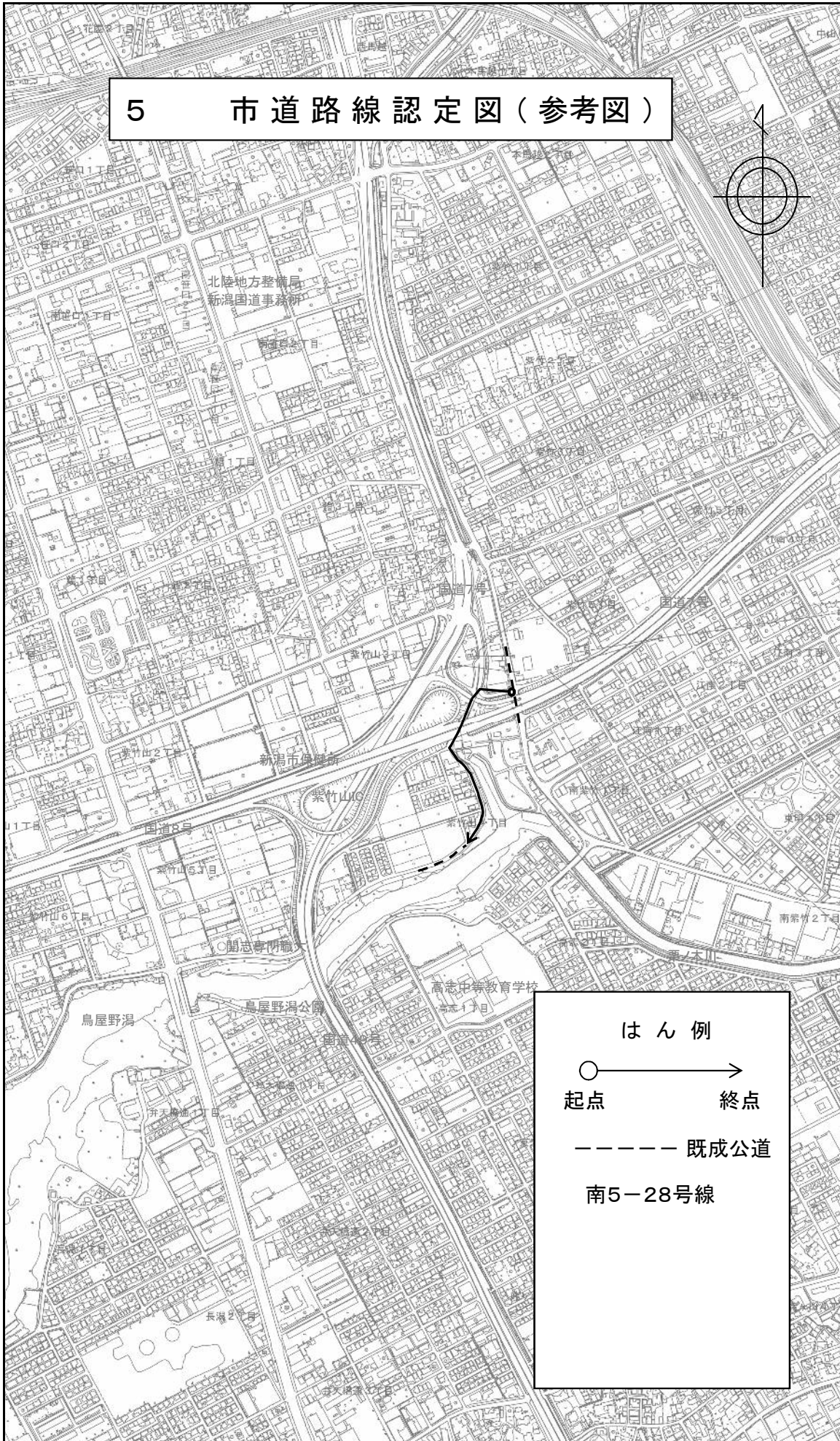
○ →
起点 終点

----- 既成公道

①東3-683号線

②東3-684号線

5 市道路線認定図(参考図)



はん例

○ →
起点 終点

----- 既成公道

南5-28号線

6 市道路線認定図（参考図）



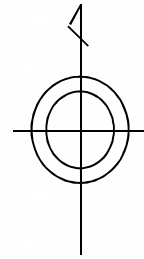
はん例

○ →
起点 終点

----- 既成公道

南7-429号線

7 市道路線認定図（参考図）



はん例

○ →
起点 終点

----- 既成公道

横越1-552号線

8 市道路線認定図(参考図)



9 市道路線認定図（参考図）



はん例

○ → 起点 終点

----- 既成公道

新津2-882号線

10 市道路線認定図（参考図）



はん例

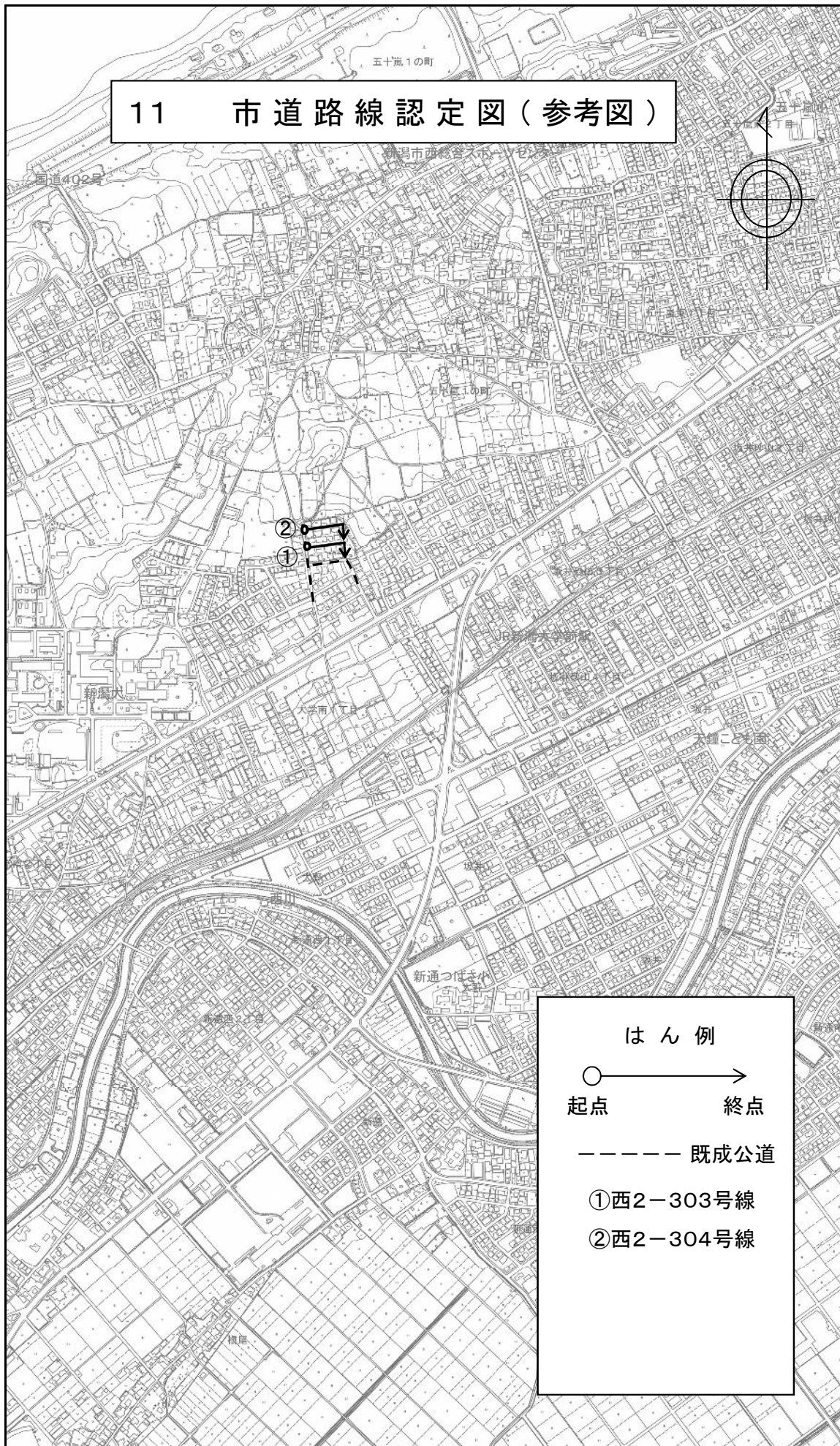
○ →

起点 終点

----- 既成公道

新津3-287号線

11 市道路線認定図（参考図）



はん例

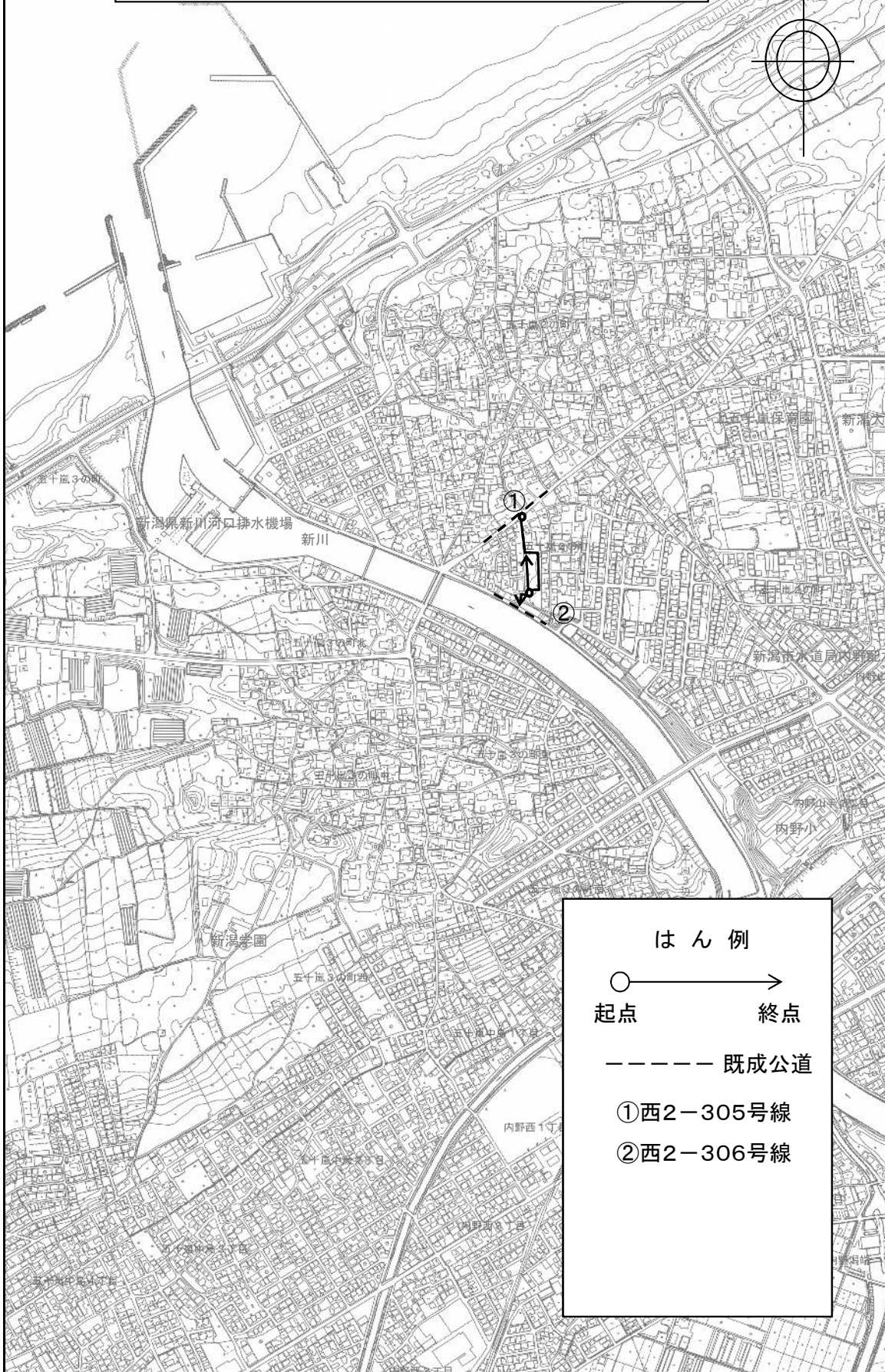
○ →
起点 終点

----- 既成公道

①西2-303号線

②西2-304号線

12 市道路線認定図（参考図）



はん例

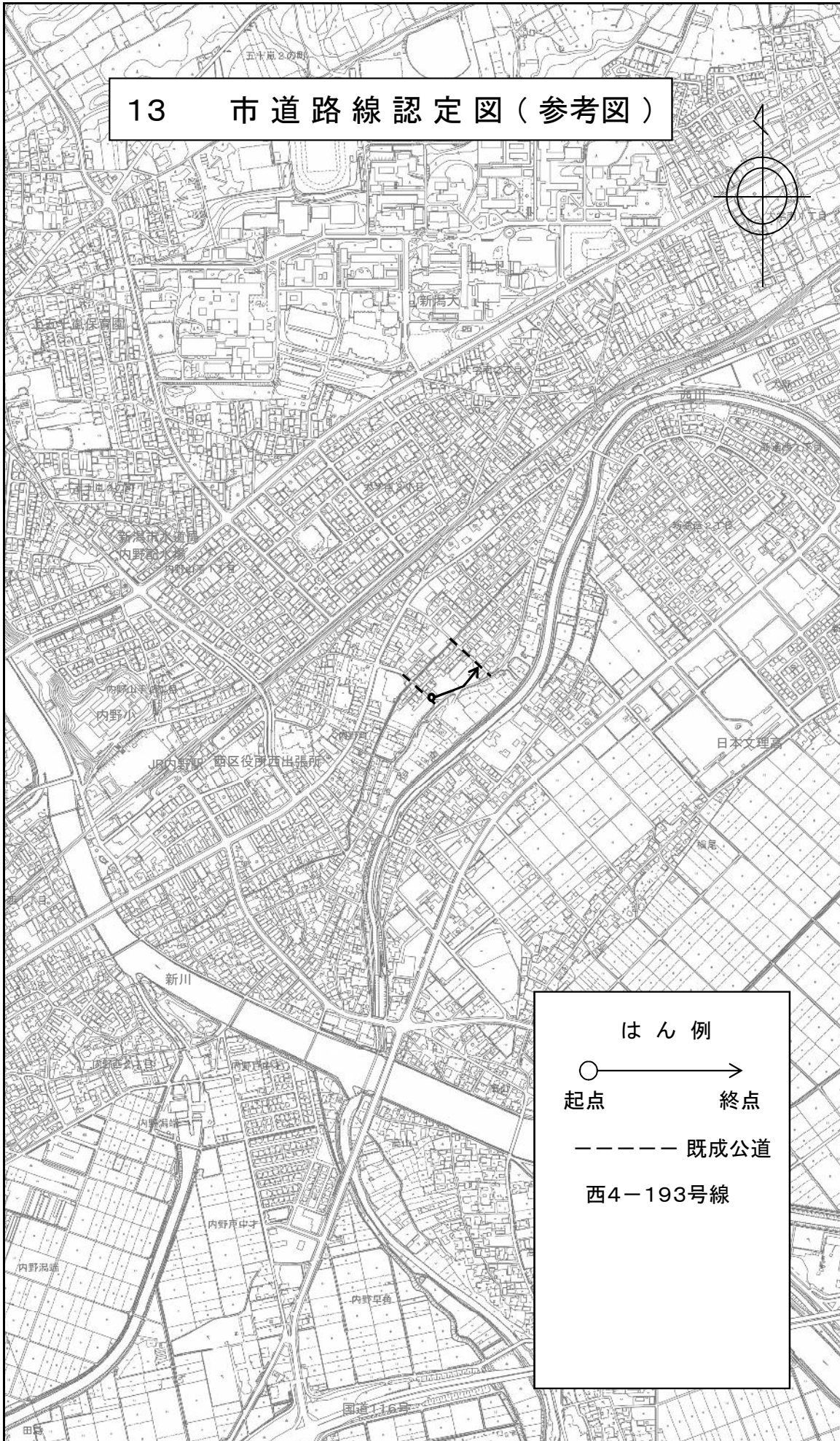
○ →
起点 終点

----- 既成公道

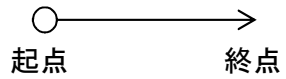
①西2-305号線

②西2-306号線

13 市道路線認定図（参考図）



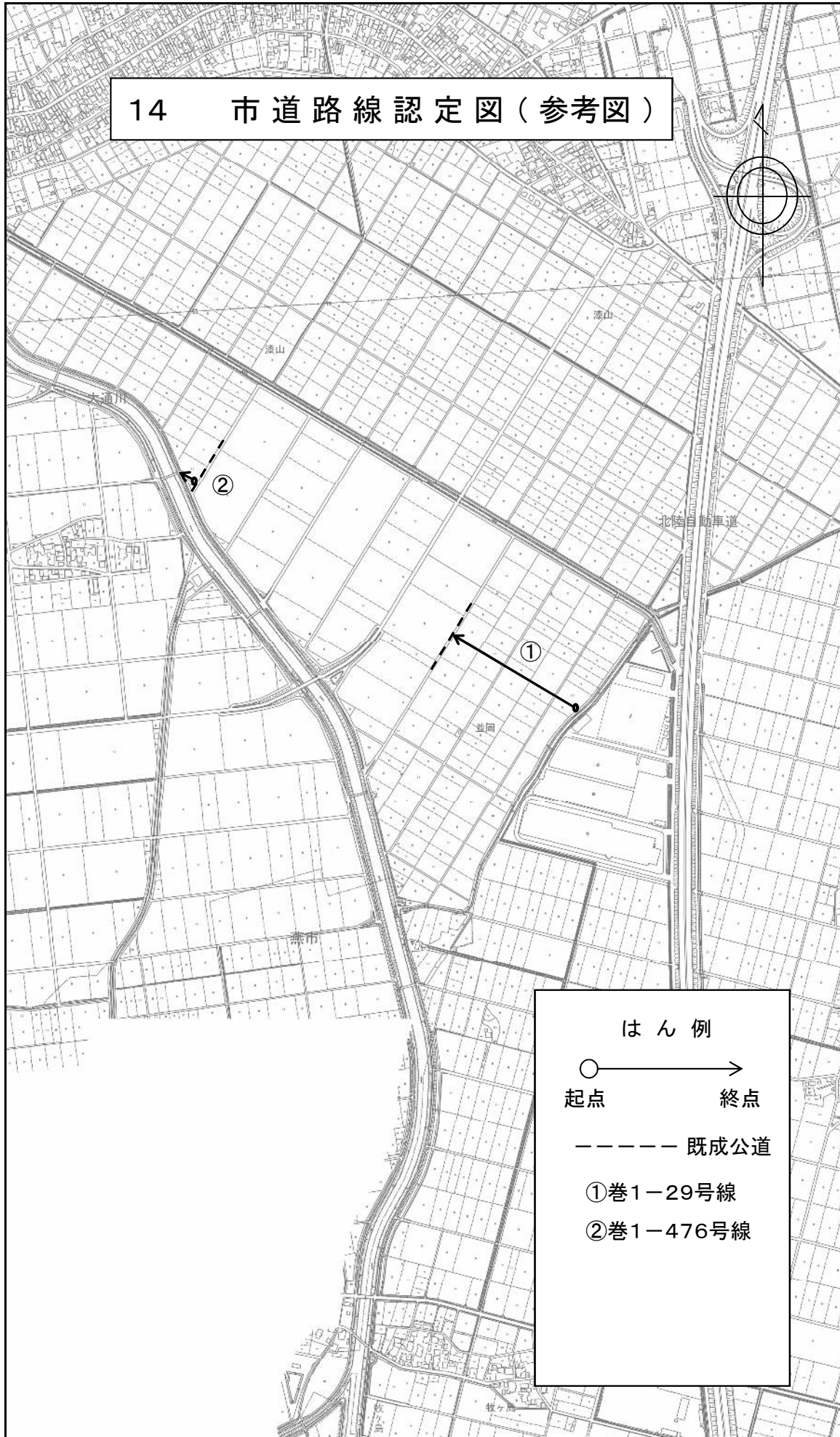
はん例



----- 既成公道

西4-193号線

14 市道路線認定図（参考図）



はん例

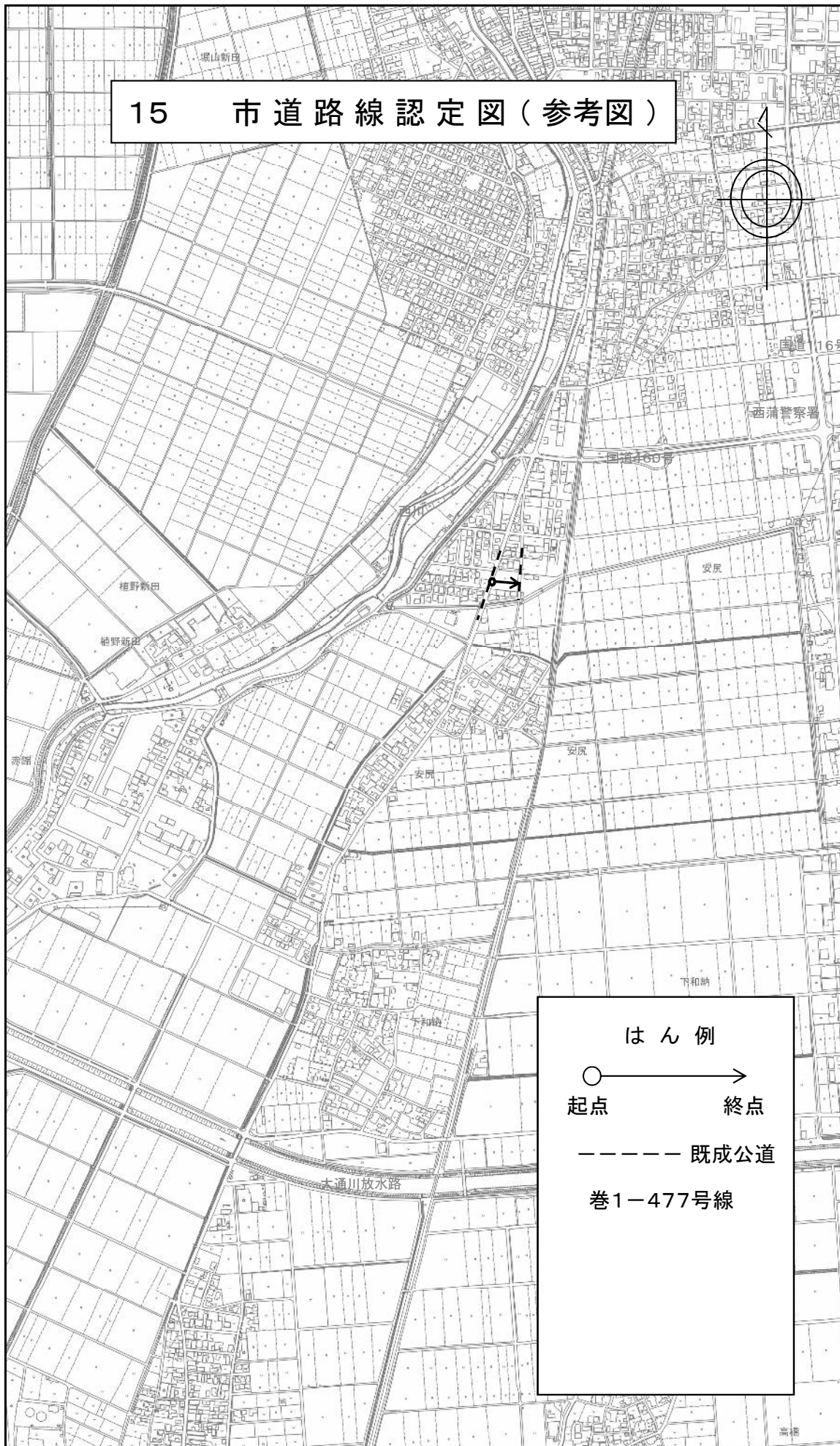
○ →
起点 終点

----- 既成公道

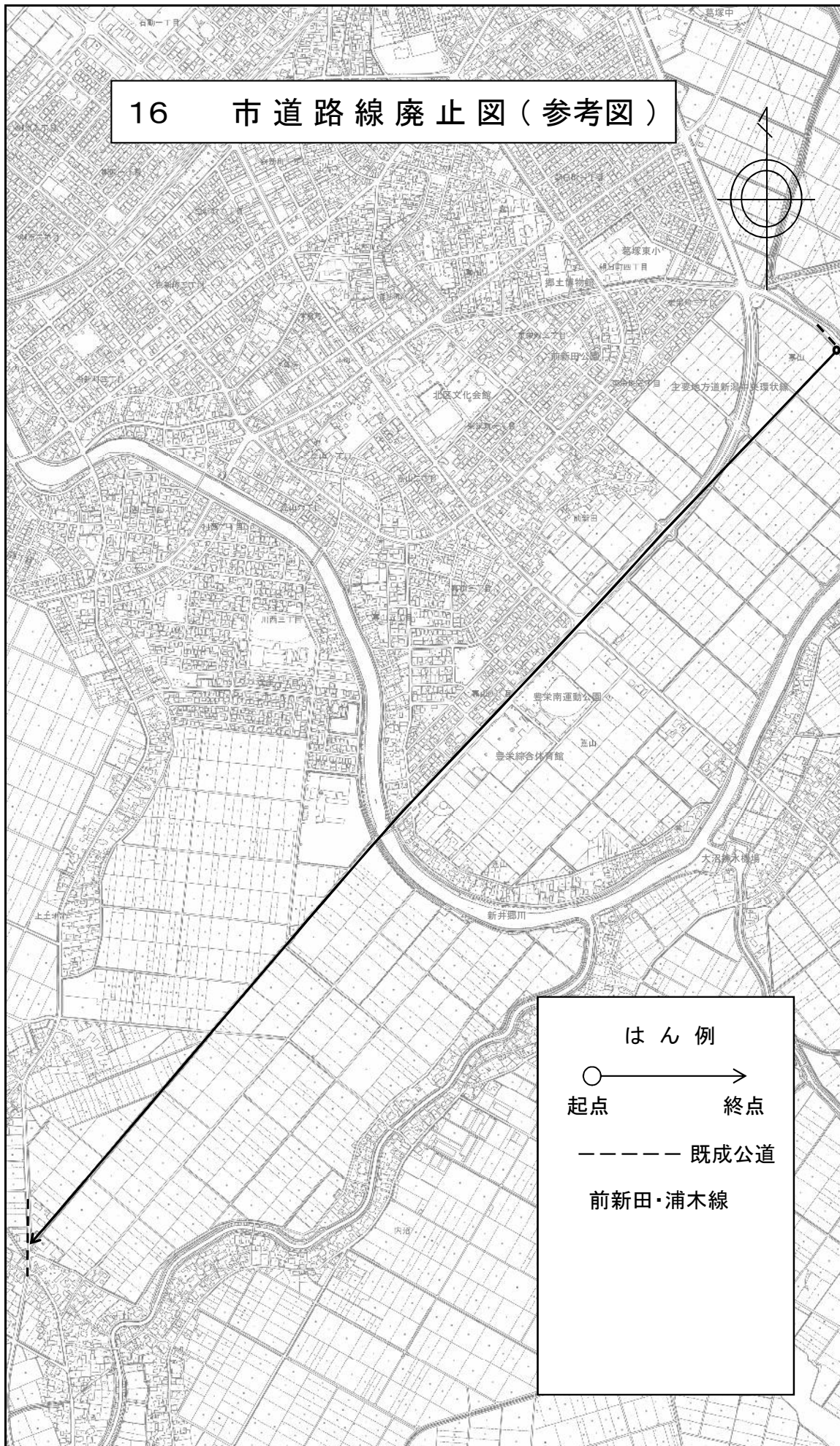
① 卷1-29号線

② 卷1-476号線

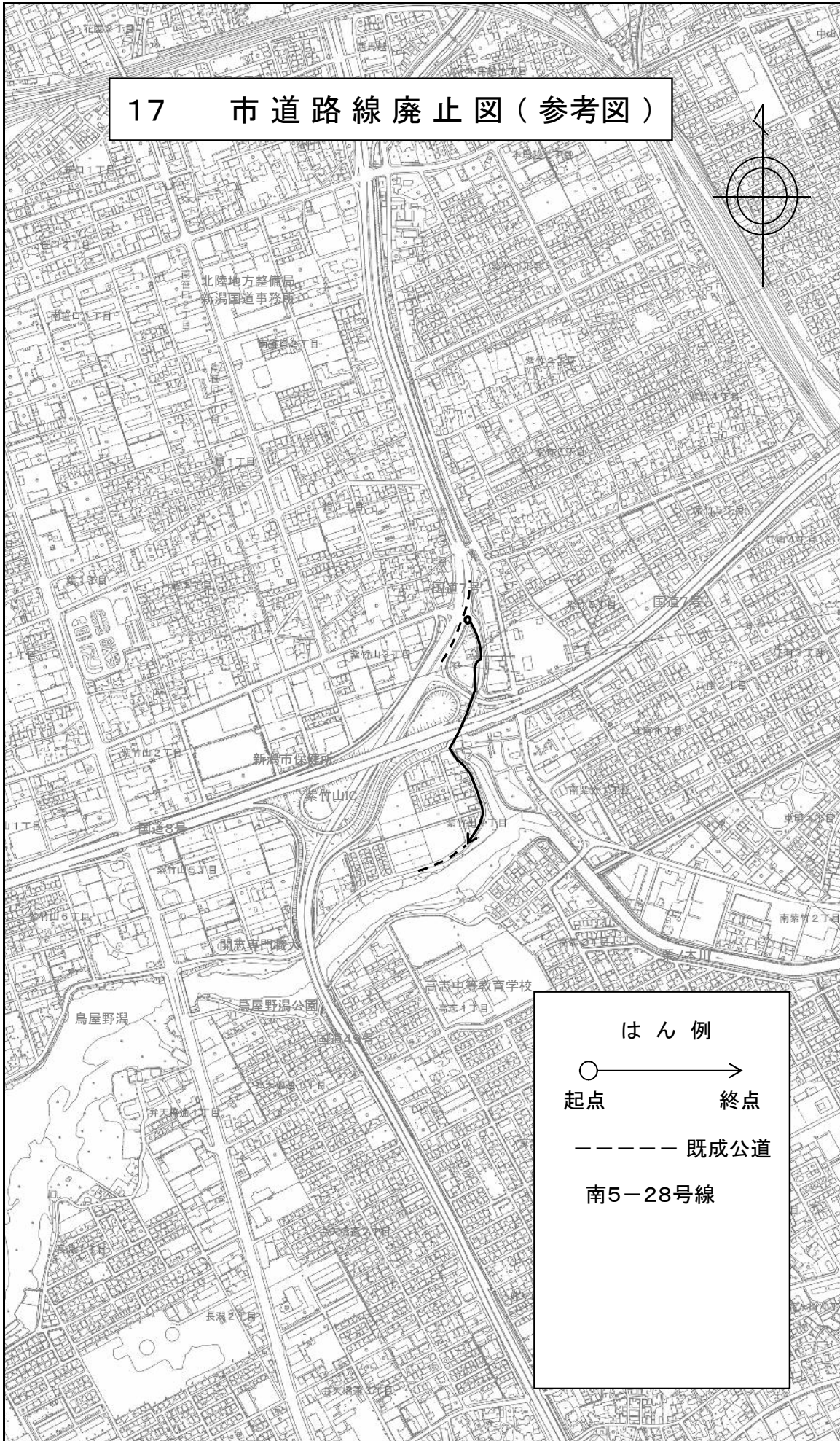
15 市道路線認定図（参考図）



16 市道路線廃止図（参考図）



17 市道路線廃止図（参考図）



はん例

○ →

起点 終点

----- 既成公道

南5-28号線

18 市道路線廃止図（参考図）



19 市道路線廃止図（参考図）

阿賀野市



はん例

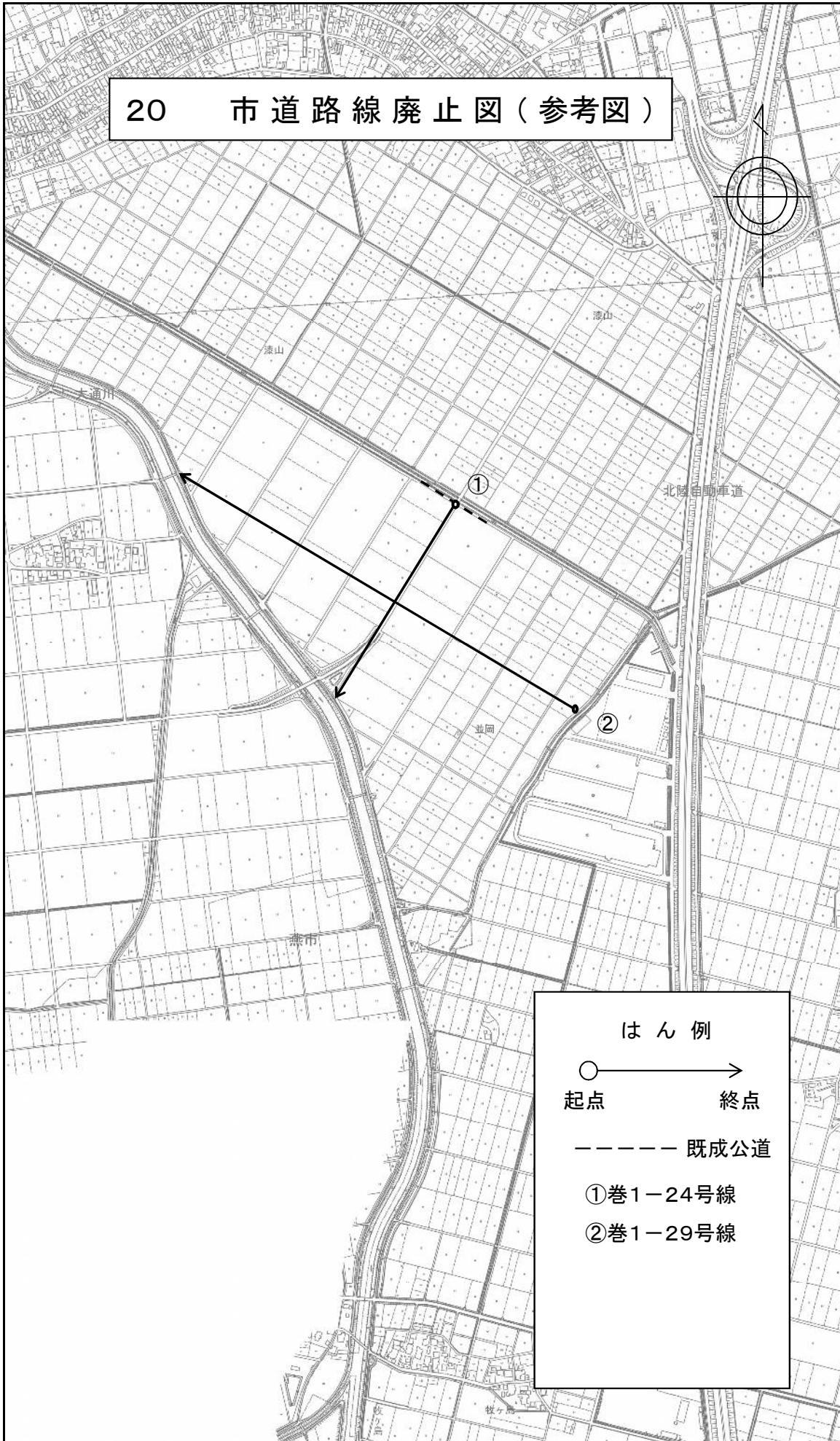
○ →

起点 終点

----- 既成公道

新津2-730号線

20 市道路線廃止図（参考図）



はん例

○ →
起点 終点

----- 既成公道

① 卷1-24号線

② 卷1-29号線

議案第 31 号

教育委員会委員の選任について

次の者を教育委員会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和 4 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

大竹 英子

畠山 典子

議案第 3 2 号

農業委員会委員の選任について

次の者を農業委員会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

新潟市長 中原 八一

首藤 正男

田村 良雄

若林 清廣

成田 誠一

山岸 信一

田中 さとみ

虎澤 栄三

阿部 信行

佐藤 英一

平野 榮治

伊藤 隆

塩原 信子

高橋 潤一

野澤 栄

平原 大悟

江端 美春

大嶋 喜芳

本間 雄一

渡部 藤四夫

草野 伸一

小林 喜一郎

増井 勝

間宮 一

吉田 浩

議案第 33 号

土地利用審査会委員の選任について

次の者を土地利用審査会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和 4 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

福井 万理子

本間 禎子

林 八寿子

岩瀬 昭雄

青山 浩子

小田 稔

根岸 睦人

議案第 3 4 号

財産の処分について

次の財産を売り払うものとする。

令和 4 年 2 月 1 7 日 提出

新潟市長 中原 八一

財産名	所在地	数量
土地	新潟市東区大山 2 丁目 8 番 1 4	2 3, 6 1 9. 3 3 平方メートル

議案第 35 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

令和 4 年 2 月 17 日提出

新潟市長 中原 八一

1 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

令和 4 年 4 月 1 日

3 契約の金額

15,000,000 円を上限とする額

4 費用の支払方法

契約の定めるところによる

5 契約の相手方

住所 新潟市中央区京王 1 丁目 19 番 21 号

氏名 今井 慶貴

資格 弁護士